

令和7年度第2回箕面市行政不服審査会 議事録

- | | | | | |
|---|------|------------------------------|---------|--|
| 1 | 日 時 | 令和8年2月2日（月） 午後1時30分開始 | | |
| 2 | 場 所 | 箕面市立総合保健福祉センター 2階 行政不服審査室 | | |
| 3 | 出席者 | 会 長 | 大 砂 裕 幸 | |
| | | 会長職務代理者 | 原 昇 平 | |
| | | 委 員 | 橋 森 正 樹 | |
| 4 | 事務局 | 室 長 | 大 西 雅 仁 | |
| | | 副 参 事 | 稲 野 文 雄 | |
| | | 担 当 | 徳千代 大 地 | |
| 5 | 会議事項 | 継続議案 審査請求の審査について（令和7年度諮問第1号） | | |

継続議案

1月7日の前回審査会以後の状況について、事務局から次の3点の説明があった。

- ①主張書面等の提出期限が1月21日だったところ、審査請求人から延期の要望があり、同月28日期限に変更した。審査請求人は期限当日に「審査請求人主張書面(1)」「証拠説明書(3)」「甲30号証」「甲31号証」「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」「口頭意見陳述申立書」を持参して提出した。（事務局から各委員にメールで送信済）
- ②口頭意見陳述の申立があるので、日程調整の必要あり
- ③主張書面等が提出された旨を審査庁に通知する必要あり

まず、口頭意見陳述の申立については、実施することに決定し、2月18日（水）午前10時30分から30分程度を予定することとなった。

次に、主張書面等については、審査庁に提出された旨を通知することになった。内容の閲覧又は写しの交付については、審査庁から改めて請求してもらった上で判断することになることを確認した。

次に、審査請求人に係る換地位置（ゾーン・街区）を中心に、処分庁がどのように審査請求人ら地権者に説明してきたのかを整理・確認し、意見を交換した。

次回は、口頭意見陳述の30分前（2月18日（水）午前10時）に集まり、委員間で意見交換を行ってから口頭意見陳述を実施することになった。

（午後3時閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたのでここに署名する。

会 長 （本人自署）

会長職務代理 （本人自署）

委 員 （本人自署）